

クレーン付きトラック 仕様一覧

物 品 名	クレーン付トラック(ロング)	指 定 色	白色
車 体 の 形 状	クレーン付トラック(ロング)	乗 車 定 員	3名
参 考 車 格	2トン車	使 用 燃 料	軽油
最 大 積 載 量	約 2,000kg ※ ¹	駆 動 方 式 等	2WD M/T 車
		ド ア	2ドア 集中ドアロック
		安 全 装 置	運転席・助手席 エアバッグ
		車 両 総 重 量	8,000 kg 未満

I. 要求仕様 シャシ側

- 1) エアコン、パワーステアリング、電動パワーウィンドウ(運転席・助手席)
- 2) AM・FM 電子チューナーラジオ、キーレスエントリー、音声装置(左折 & 後退アラーム)
- 3) 助手席側 電動格納ミラー、リモコン付スペアキー1本
- 4) ドアバイザー、助手席サンバイザー、ラバーマット
- 5) ミックスタイヤ
- 6) 記入文字 キャビン ドア部(左右) 「川越市上下水道局」(別紙1のとおり)
- 7) パックアイカメラ ドライブレコーダー(前後録画機能) ルームミラー式 カラーモニター SDカード付※²
(別紙2のとおり)
- 8) 坂道発進補助装置

II. 架装仕様

垂直式パワーゲート	クレーン(2.6t吊、3段ブーム、警報型ML)
1) 定格荷重600kg	1) サイドPTO本体 スプライン式
2) プラットホーム材質 縞鋼板t3.2	2) アウトリガ最大張出 3.0m
3) 開閉操作 手動開閉式	3) 液晶ラジコン(無線) レバータイプ
4) プラットホームロックS式	4) フックイン(自動格納)
5) トーションバー付	5) 敷板及び敷板収納
6) パワーユニット クロスメンバ内蔵	6) 鳥居運転席側鉄製工具箱
7) プラットホーム裏クッションゴム四隅パッド	7) 鳥居J型フック
8) カートストッパ プレート式	
9) アウタカラム高さ 標準(床面～526mm)	
10) キャブ内メンスイッチ	
11) 固定スイッチ左右	
12) プラットホーム最上昇位置 標準	
13) シャシ標準パックカメラ移設	
14) キャブ同色(白色)	

III. 塗装仕様

- 1) 指定カラー1色 全塗装、下回りシャーシブラック塗装

VII. 付属品関係仕様

- 1) タイヤ歯止め(車輪止め) 1式

※¹ シャシの重量や装備品の仕様により変動可。

※² パックアイカメラ規制、認可済の製品に関しては協議の上で取付の事。

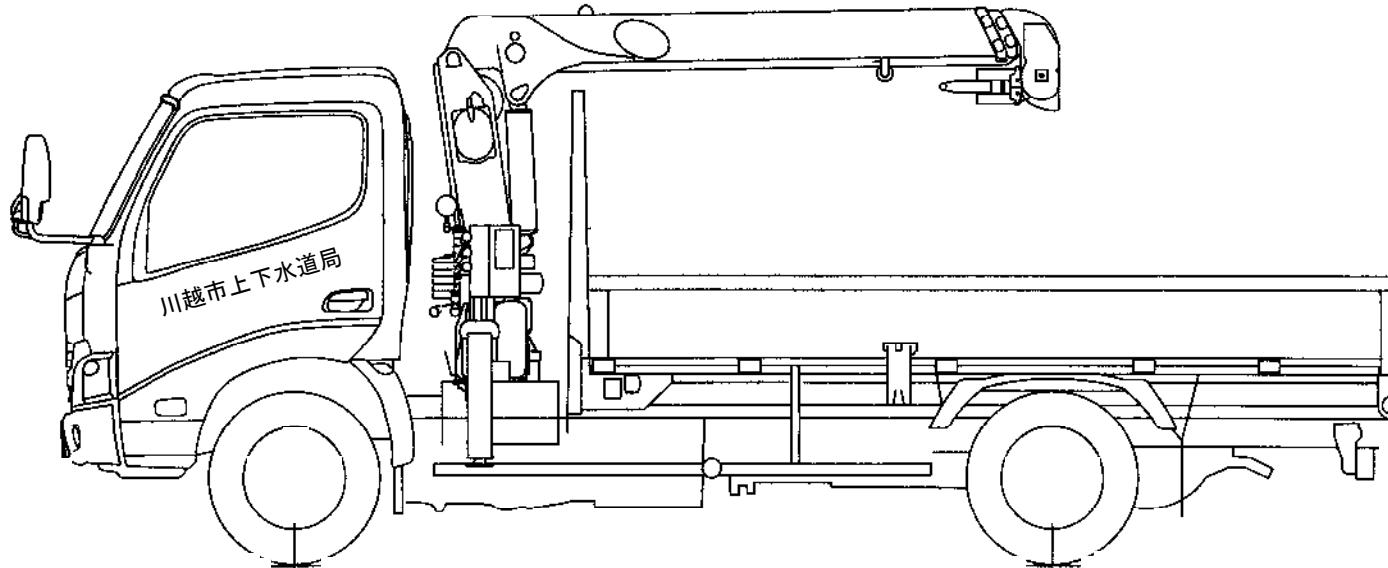
【概要】

1. 諸費用について

- (1)自動車リサイクル預託料金、その他 諸費用等は入札価格に含めること。
- (2)自動車損害賠償責任保険 及び 重量税は入札価格に含めず、納車時に別途請求すること。
2. 納車時に自動車検査証 及び 自動車損害賠償責任保険証の写しを提出すること(2部)。
3. 塗装前に現物確認 又はオンラインにて中間検査を実施すること。
4. 仕様 及び 装備品等に欠品等があった場合は検査受領をしません。
5. 納入期限は令和9年3月19日とする。
6. 納入場所は川越市大字的場2646番地1、川越市上下水道管理センターとする。
7. 本仕様に記載のない事項については、協議の上で決定する事とする。
8. シャシのモデルチェンジに伴い仕様書を満たせない場合、詳細については協議の上で決定する事とする。
9. 九都県市指定低公害適合車に限る。

別紙1

参考図



文字画注文について

文字画注文については下記および参考図の
とおりとする。

文字の色 : 黒

文字の大きさ : 縦 7 cm

横 6 cm

字体 : 丸ゴシック

1. ドライブレコーダーの性能・機能に関する要件

- (1)常時録画、衝撃録画ができ、映像と音声が記録できること。
- (2)電源はシガーケーブルタイプではなく、配線ケーブルタイプであること。
- (3)有効画素が200万画素以上であること。
- (4)本体に2.5インチTFT以上の液晶画面があること。
- (5)カメラ角度は、水平（対角ではない）100度以上であること。
- (6)GPSが搭載されており、車速が記録できること。
- (7)LED信号機対応であること。
- (8)32GB以上のメモリーカードが付属されていること。
- (9)ドライブレコーダーの取付場所が、運転席から目視で確認できる位置であること。また、1つのモニターで前後の状況を確認できること。
- (10)DC12V・DC24V両方に対応していること。
- (11)録画データを外部媒体を通して、パソコン等で別途保存、再生できること。

2. ドライブレコーダーの設置に関する要件

- (1)設置の際に、設置車両に合わせた初期設定を行うこと。
- (2)設置するドライブレコーダーの電源は、シガーソケットからではなく、安易に電源が切れない場所からとること。
- (3)設置後の動作確認を実施すること。
- (4)設置時において、車両を破損させた場合は、受注者の負担で修理を行うものとする。

3. 保守体制

- (1)ドライブレコーダーの通常使用で発生した破損等のトラブルについては、検収後、最低1年間は、受注者の負担で復旧を行うものとする。
- (2)ドライブレコーダー自体に初期異常等の瑕疵があった場合は、受注者の負担で復旧又は交換を行うものとする。
- (3)受注者は、川越市の指定する者からの電話、電子メール、FAX、郵送等による運用、保守に関する技術的な問い合わせに対して、対応を行う体制を有すること。

4. その他

- (1)その他疑問等が生じた場合は、双方協議の上で決定することとする。